

第4回認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会議事要旨

日 時：平成18年3月15日（水） 13時～15時

場 所：日本消防会館

出席者：（順不同、敬称略）

委員長：室崎 益輝	独立行政法人消防研究所理事長
副委員長：野村 勲	日本大学理工学部建築学科教授
委員：川尻 良夫	厚生労働省老健局計画課長
佐々木勝則	特定非営利活動法人全国認知症グループホーム協会常任理事
佐竹 哲男	東京消防庁予防部長
次郎丸誠男	危険物保安技術協会理事長（元消防研究所所長）
寺村 映	総務省消防庁予防課長
長谷川彰一	総務省消防庁消防・救急課長
宮本 英機	千葉市消防局予防部長
山下 純治	長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部次長
山田 常圭	独立行政法人消防研究所プロジェクト研究部長

- 議 題：1. 住宅用スプリンクラー設備消火実験結果について
2. 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討報告書（素案）について
3. その他

議 事：

1. 住宅用スプリンクラー設備消火実験結果について

（委員報告）

平成18年3月に消防研究所で行われた住宅用スプリンクラー設備を活用した3つの燃焼パターンでの実験結果報告が行われた。

長崎県大村市のグループホーム火災を模して、建物内に防災ソファと非防災ソファ等の可燃物を設置した室内を想定し、ゴミ箱に着火燃焼させた状態で、延焼推移に応じ、スプリンクラーヘッドを放水した場合と未放水時の燃焼状況の比較を行った。結果は、火災燃焼速度及び延焼拡大状況等の差は歴然であり、住宅用スプリンクラー設備及び防災物品の有効性が証明された。今後グループホーム等の火災時における焼死者の未然防止の手段として、その有効性が示される結果となっている。

なお、実験では、天井の高さを2.3mとしているが、これより高い場合でも火災感知は若干遅れるが、放水し始めてからの効果はほぼ同等であると思われる。

2. 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会（素案）について

（委員意見）

今回の火災は特殊なケースであり、一般のグループホームで発生することが想定される火災とは切り分けるべきである。

（事務局）

さくら館の火災は、個別の問題といえる部分もある。しかし、グループホーム全体を見渡すと、全ての出火要因を抑えるのは不可能であり、また、放火火災が多いことを踏まえると、現段階で出火防止は万全とはいえない。

（委員意見）

住宅用スプリンクラーの設置費用の負担、工事中の入居者の居場所などはどうするのか。

（事務局）

費用負担をできる限り抑えるため、一般のスプリンクラー設備ではなく、水道配管を活用できる住宅用スプリンクラー設備を提案している。また、部分的に工事することが可能であることから、入居者を施設内で移動させることで対応可能と考えている。

(委員意見)

個別の火災での課題を踏まえ、共通事項を整理していきたい。しかし、火災原因等を特定するのには時間がかかる。原因の特定を待っているのではなく、その調査の過程で得られた知見等をもって対策を検討していきたい。

(委員意見)

- ・スプリンクラー設備の設置反対については、全国認知症グループホーム協会からも緊急シンポジウムの決議宣言も出ており、設置に反対（理由：設備設置時の工事の困難性、工事期間中の入居者の生活場所確保、建物所有形態、費用負担等）である。ユーザーの声が入っておらず、もっと議論、時間が必要である。
- ・グループホーム全体で約8,000箇所があるが、つけたくないのではなく、つけられない環境の施設もあり、100%義務化するには弊害がある。早急な結論づけということではなく、不明点をもっとじっくり検討すべき。
- ・スプリンクラー設置時の入居者の負担額がさほど重くないのではないかと。事業者責任で設置すべきだ。
- ・スプリンクラーで100%大丈夫ということではないが、リスクを100%なくすることはできないのはどこも同じで、完全なものはどこにもない。
- ・この施設は、家庭的なところも多くあり、つけられないところを整理していくことが大事である。
- ・安全避難をどうやって確保するかが重要であり、本来は委員会の合意に達してからやるべきだが、結論を待たずにやるべきところは、すぐにでもやる必要がある。
- ・先ほどからの意見は、単にスプリンクラーを付けたくないというふうに聞こえる。
- ・自力避難困難者を安全に避難させるため、スプリンクラーは有効な対策だが、ほかにも選択肢を出さないとだめだ。
- ・火災原因もまだ判明していないのに、なぜ急ぐのか。
- ・原因不明でも、放置していればまた起こりうる災害だ。10年に1度でも類似災害は起こしたくない。
- ・スプリンクラーによる火災の発生予防と延焼防止中に避難することが重要である。
- ・認知症高齢者グループホームの経済的負担を軽減するため、防火安全対策を講じるまでの猶予期間は、5年ということではなく、もっと短く3年ぐらいで設定した方がよい。
- ・防火対策はハード部分だけでなく、いろんな対策の組み合わせであり、早く実施していくべきだ。
- ・厚生労働省としての防火助成については、考えなければならないが、三位一体改革で削減傾向にある。家族やボランティアの協力は不可能か。
- ・グループホームの実態は20%がリース建物であり、40%は2階建て木造であり工事の困難性がある。工事費用を利用者負担に求めることは反対だ。家族の声が入っていない。やっとな、グループホームとして形成されてきた歴史、経緯も考慮してほしい。
- ・人の命は重たいので、理解してほしい。他の消火設備も考えている。対決姿勢で討議してはだめだ。

(委員長)

スプリンクラーの設置に関しては、なかなか意見の一致が見られないので、これまでの意見を総合調整し、事務局が厚生労働省、グループホーム協会等との更なる意見調整を重ね、次回会議までに最終報告書（案）としてまとめてほしい。